

電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 電波法第九十二条の二（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）の規定により出頭を求められた参考人（以下、単に「参考人」という。）の受ける旅費、日当及び宿泊料の額については、この政令の定めるところによる。 （旅費） 第二条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の四種とし、鉄道賃は鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国（本邦（本州、北海道、四国、九州及び総務省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。第三項において同じ。）以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この条において同じ。）におけるこれらに相当す	（趣旨） 第一条 電波法第九十二条の二（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）の規定により出頭を求められた参考人 の受ける旅費、日当及び宿泊料の額については、この政令の定めるところによる。 （旅費） 第二条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある

るものその他総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の便のある区間の水路旅行に、航空賃は航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他総務省令で定めるものをいう。第六項及び第七項において同じ。）を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行に、その他の交通費は鉄道を利用しがたい特別の事由がある場合における陸路旅行又は船舶が利用しがたい特別の事由がある場合における水路旅行について支給するものとする。

（削る）

区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある

区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行

るものとする。 について支給す

2 |

鉄道賃及び船賃の額は、旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で総務大臣が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては総務大臣が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金）並びに総務大臣が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普

(削る)

(削る)

(削る)

2 | 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、審理手続のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額（鉄道の便のある区間の陸路旅行について参考人が現に支払った額が当該合計額より少ない場合にあつては、現に支払った額）とする。

一 | 運賃

二 | 急行料金

三 | 寝台料金

四 | 座席指定料金

五 | 前各号に掲げる費用に付随する費用

3 | 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行（本邦における旅行をいう。第五項において同じ。）の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行（本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。第五項及び第

通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）による。

3 | 路程賃の額は、一キロメートルごとに三十七円とする。ただし、一キロメートル未満の端数は、切り捨てる。

4 | 天災その他やむを得ない事情により前項に定める額の路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、同項の規定にかかわらず、路程賃の額は、実費額による。

5 | 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。
(新設)

(新設)

七項において同じ。）の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

4 船賃の額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、審理手続のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額（船舶の便のある区間の水路旅行について参考人が現に支払った額が当該合計額より少ない場合にあつては、現に支払った額）とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

5 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

6 航空賃の額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、審理手続のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額（航空機の便のある航空旅行について参考人が現に支払った額が当該合計額より少ない場合にあつては、現に支払った額）とする。

一 運賃

（新設）

（新設）

（新設）

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

7 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額（外国旅行の場合であつて、著しく長時間にわたる移動として総務省令で定めるものをするときは最下級の直近上位の級の運賃の額）とする。

（新設）

8 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、審理手続のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額（鉄道を利用しがたい特別の事由がある場合における陸路旅行又は船舶が利用しがたい特別の事由がある場合における水路旅行について参考人が現に支払った額が当該合計額より少ない場合にあっては、現に支払った額）とする。

（新設）

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外

国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用 四 前三号に掲げる費用に付随する費用 （日当） 第三条 日当の額は、一日当たり八千四百五十円以内において、総務大臣が定める。 （宿泊料） 第四条 宿泊料の額は、一夜あたり、地域の実情を勘案して総務省令で定める額（この条及び次条において、「宿泊料基準額」という。）とする。ただし、参考人が現に支払った額が宿泊料基準額より少ない場合又は宿泊料基準額を超えて支払うべき特別の事由がある場合として総務省令で定める場合にあつては、現に支払った額とする。 （旅費及び宿泊料の額の特例） 第五条 第二条及び前条の規定にかかわらず、参考人が移動及び宿泊に対する対価を一体のものとして支払った場合における旅費及び宿泊料の額は、当該移動に係る第二条の規定による旅費の額及び当該宿泊に係る宿泊料基準額の合計額と参考人が現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。	（日当） 第三条 日当の額は、一日当たり八千二百円以内において、総務大臣が定める。 （宿泊料） 第四条 宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円以内、同表に定める乙地方である場合においては七千八百円以内において総務大臣が定める。 （新設）
---	--